

福岡県私立幼稚園設置認可審査基準

(趣旨)

第1条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の関係法令によるほか、この審査基準の定めるところによって取り扱い、幼児教育の向上を図るものとする。

(設置者)

第2条 設置者は、原則として学校法人とする。

2 学校法人以外の者が設置者となる場合は、その幼稚園を管理することが適当と認められ、かつ、経費を負担できる資産を有するか、又はこれを支弁できる者でなければならない。

(適正配置)

第3条 幼稚園の位置は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。）第7条第1項の規定によるほか、幼児教育の機会均等、教育内容の充実を図るため、既設幼稚園等との距離及び地域の長期的見通しに立った幼児人口の推移等を勘案して適正な配置となるようにしなければならない。この場合の距離は、人口ち密な地域にあってはおおむね500メートル以上、その他の地域にあっては1000メートル以上とする。

2 設置基準第7条第1項に規定する幼児の教育上適切で通園の際安全な環境は、おおむね次の各号に該当するものをいう。

一 園地の周囲に幼稚園の清純な教育環境を著しく害する恐れのある旅館、遊戯場その他これらに類する施設がないこと。

二 幼児の教育上及び保健衛生上著しく害を及ぼす騒音、ばい煙の発生その他悪影響をもたらす工場等の施設がないこと。

三 交通がひんぱんで園児の通園上著しく危険をとまなう恐れがない場所であり、かつ、通園距離が適度な位置であること。

3 通園バス使用は、徒歩による通園困難な園児を援助し、あわせて交通災害から園児を守るため使用する必要性が認められる場合のみとし、いたずらに運行経路を延長して幼稚園の適正配置を阻害することのないようにしなければならない。

(幼児数)

第4条 幼稚園における1学級の幼児数は、原則として35人以下とすること。

(施設及び設備等)

第5条 幼稚園の施設及び設備等は、次に掲げるとおりとする。

一 園舎の面積は、別表第1により算出された面積以上であること。

- 二 運動場の面積は、別表第2により算出された面積以上であること。
 - 三 保育室及び遊戯室の面積は、別表第3に掲げる面積以上であること。
 - 四 園具及び教具は、幼児数及び学級数に応じ、教育上及び保健衛生上必要な種類及び数を備え、常に改善し、補充しなければならない。
- 2 幼稚園の施設及び設備は、原則として負担付き（担保に供されている等）又は借用のものであってはならない。ただし、その一部について特別の事情があり、国又は地方公共団体若しくはこれに類する団体からの借用であって幼稚園の継続性が保証され、かつ、教育上支障のないことが確実に認められる場合においてはこの限りでない。
- 3 幼稚園の施設には、教育目的以外のために継続的に使用される施設（幼稚園の設置者、財産の寄附者等が居住その他の用に供するもの等）を含んではならない。

（園長）

第6条 設置基準第5条第3項の規定により専任でない園長を置く場合は、少なくとも1週につき2日以上その職務を行うことができる者でなければならない。

附 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 園舎の基準面積

学級数	1学級	2学級以上
面積	180 m ²	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

別表第2 運動場の基準面積

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²

別表第3 保育室及び遊戯室の基準

面積

保育室	53 m ²
遊戯室	100 m ²